

第 6 期松阪市障がい者計画等策定業務 仕様書

1. 業務名

第 6 期松阪市障がい者計画等策定業務

2. 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

3. 目的

国や県の動向、松阪市の障がい者をめぐる環境やニーズを的確に把握し、松阪市が取り組むべき課題や障がい者福祉施策の方向性、障がい福祉サービスの目標量を定める、第 6 期松阪市障がい者計画・第 8 期松阪市障がい福祉計画・第 4 期松阪市障がい児福祉計画を策定することを目的とする。

なお、第 8 期松阪市障がい福祉計画及び第 4 期松阪市障がい児福祉計画については、委託者（市）がサービス見込量等の検討を進めることから、受託者においては第 6 期松阪市障がい者計画の策定を中心に支援を行うこととする。

4. 策定する計画

- ・ 障害者計画（障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画）

なお、松阪市において、下記 2 計画を踏まえた第 8 期松阪市障がい福祉計画及び第 4 期松阪市障がい児福祉計画を策定する。障害者計画策定にあたっては、その内容に十分に留意すること。

- ・ 障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく計画）
- ・ 障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 に基づく計画）

5. 業務内容

■ 令和 7 年度業務

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

受託者は、障がい福祉をめぐる施策動向、松阪市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況

等について、委託者（市）が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）障がい者・児対象アンケート調査の実施支援

受託者は、障がい者・児対象アンケート調査における調査票の設計及び委託者（市）から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

なお、委託者（市）は、調査票の印刷、Web フォームの作成、配布・回収に必要な作業を行う。

【アンケート調査の実施概要】

障がい者の意識、生活実態で抱える問題等を調査し、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握をすることを目的として実施する。

<障がい者対象>

調査対象	18 歳以上の障害者手帳所持者及び難病患者
配布数	1 種 1,600 票（回収率 50%見込み）
調査方法	無作為抽出・郵送法（回答は郵送と web を併用）
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

<障がい児対象>

調査対象	18 歳未満の障害者手帳所持者の保護者及び 18 歳未満の障がい福祉サービスの利用者の保護者
配布数	1 種 400 票（回収率 50%見込み）
調査方法	無作為抽出・郵送法（回答は郵送と Web を併用）
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

（3）関係団体・事業所等対象アンケート調査の実施支援

受託者は、関係団体・事業所等対象アンケート調査における調査票の設計及び委託者（市）から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

なお、委託者（市）は、調査票の印刷、Web フォームの作成、配布・回収に必要な作業を行う。

【アンケート調査の実施概要】

松阪市における障がい者（児）の実態並びに障がい者（児）の支援やサービス提供を行う団体・事業所等の実態を把握することを目的として実施する。

調査対象	松阪市内において障がい者（児）の支援やサービス提供を行う団体及び事業所
配布数	1種 130票（回収率50%見込み）
調査方法	郵送法（回答は郵送とWebを併用）
集計方法	単純集計、障がい種別別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

（4）一般市民対象アンケート調査の実施支援（分析等）

受託者は、委託者（市）から受領した一般市民対象アンケート調査における回収データの分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

なお、委託者（市）は、調査票の設計、Webフォームの作成、印刷、配布・回収及び回収票の入力・集計に必要な作業を行う。

【アンケート調査の実施概要】

市民の障がい福祉に関する意識を把握することを目的として実施する。

調査対象	松阪市在住の一般市民
配布数	1種 3,000票（回収率50%見込み）
調査方法	無作為抽出・郵送法（回答は郵送とWebを併用）
集計方法	単純集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

※調査は委託者（市）が「松阪市市民意識調査」において実施する。

■令和8年度業務

（5）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

受託者は、現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。また、（1）～（4）の分析結果等も踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画において重点的に取り組む事項等を検討する。

（6）障がい福祉サービスの推進方策の検討

委託者（市）は、計画対象者数を推計し、障がい福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

(7) 第6期松阪市障がい者計画及び概要版の作成

受託者は、計画の構成、施策体系等の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向等を記載した計画案及び概要版を作成し、内容の協議を行う。

(8) 第8期松阪市障がい福祉計画・第4期松阪市障がい児福祉計画及び概要版の作成

委託者（市）は、計画の構成の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案及び概要版を作成する。

(9) 第6期松阪市障がい者計画・第8期松阪市障がい福祉計画・第4期松阪市障がい児福祉計画概要版の作成

受託者は、委託者（市）が作成した概要版原稿を（7）の概要版原稿と統合し、第6期松阪市障がい者計画・第8期松阪市障がい福祉計画・第4期松阪市障がい児福祉計画概要版を作成する。

(10) パブリックコメントの実施支援

受託者は、計画案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスをを行う。

■各年度共通業務

(11) 会議の運営支援

受託者は、計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（令和7年度1回程度、令和8年度4回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(12) 障がい者福祉施策に関する情報提供支援

障がい者福祉に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。受託者は、厚生労働省や内閣府、

こども家庭庁等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者（市）に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

(13) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

6. 成果品

- ・アンケート調査結果報告書（A4判、100頁程度、1色）：印刷物1部及び電子データ【令和7年度納品】
- ・第6期松阪市障がい者計画 計画書（A4判、100頁程度、1色）：印刷物1部及び電子データ【令和8年度納品】
- ・第6期松阪市障がい者計画・第8期松阪市障がい福祉計画・第4期松阪市障がい児福祉計画 概要版（A4判、8頁、4色）：電子データ【令和8年度納品】

※電子データとあるものはCD-RまたはDVD-Rにて提出すること。

7. 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則（平成17年松阪市規則第64号）第31条第1項に基づき、契約締結時に契約保証金を納めなければならない。契約保証金の金額は、契約額を2で除した金額の10%とする。

ただし、同規則同条同項各号に基づき、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8. 委託料の支払方法

市は、年度ごとの成果品の納品及び業務完了報告の提出を受託者から受けた後、検査を行うものとし、検査の合格後、受託者の支払請求書に基づき、請求のあつ

た日から起算して 30 日以内に一括して業務委託料を支払う。なお、業務完了報告には「5. 業務内容」の当該年度の業務及び各年度共通業務のうち当該年度に行った業務について記載すること。

9. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。